

2019年度前期分授業料免除及び授業料徴収猶予について

(1) 申請資格者

本学の学生（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

- ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- イ) 申請者又は学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
- ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

(2) 申請書配布・申請期間

申請書配布：2月12日（火）～東京大学 HP よりダウンロード

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html
※結果通知用封筒（授業料徴収猶予のみ。授業料免除は学務システムで結果を確認できるため、配布なし）、提出用封筒、受理票は本部奨学厚生課奨学チーム及び入学予定学部・研究科等事務室で配布

申請期間：

○在学生（2019年4月現在で学部4年生以上、修士・博士2年生以上の者）

2月12日（火）～4月5日（金）

○2019年度4月入学者

入学予定学部・研究科等の入学手続期間～4月5日（金）

※2018年9月入学者は在学生として扱う。

※入学料免除・徴収猶予希望者は、入学料免除・徴収猶予と同時に授業料免除・徴収猶予の申請手続きをしてください。

受付時間：9:00～17:00

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センターモール階）

（土曜日・日曜日・祝日・2月25日（月）・2月26日（火）は業務を行っておりません。）

※注意事項

1. 前期分の申請時に併せて後期分の授業料免除（又は授業料徴収猶予）の申請が可能です。

- 前期分のみ又は後期分のみ申請を各申請期間に行うこともできます。
- 前期に後期分を併せて申請（以下「同時申請」という。）した場合は、後期分の申請の必要はありません。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、後期分の申請期間（8. 参照）に改めて申請が必要となります。

- ◇ 前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容（家族状況・就学状況（自宅・自宅外通学の別を含む）・家計状況等）に変更が生じた場合
- ◇ 9月から在籍課程が変わった場合（例：8月修士修了で9月博士進学）
- ◇ 8月卒業・修了の予定であったが、修業年限を超えて在学することになった場合

- 同時申請した場合であっても、前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。後期に後期分の選考結果も必ず確認してください。

- 2. 授業料免除の選考方法については、東京大学ホームページ（トップページ→教育・学生生活→授業料等の免除→「授業料免除の選考方法について」）をご覧ください。
- 3. 申請の際は、必ず学生証（新入生は入学許可通知）を持参してください。
- 4. 授業料免除・授業料徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されず。（口座引落登録者も引落が猶予されず）

選考結果が決定する前に授業料を納付した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。

5. 授業料徴収猶予には「延納」または「分納」があります。選考のうえ許可された場合、前期分の授業料納付は、「延納」は8月末までの猶予、「分納」は9月（8月修了者は8月）まで月割での納付となります。なお、授業料徴収猶予の申請書と授業料免除の申請書は異なりますので、申請する場合は注意してください。
6. 申請期間を過ぎてからの申請は**いかなる理由があっても受け付けない**ので注意してください。申請者本人が申請期間内に申請に来ることができない場合は、代理人が**申請期間内に代理申請**してください。（委任状が必要です）
7. 例年、申請期限が近づくとつれて窓口が大変混み合います。特に最終週は、待ち時間が平均2～3時間、場合によってはそれ以上に及びますので、早めの申請を心がけてください。
8. 授業料免除・授業料徴収猶予の2019年度後期分の日程については2019年7月頃に掲示する予定です。東大ホームページにも掲載します。
9. 次の学部・研究科に所属する学生は、申請書配布・申請期間及び受付場所が上記と異なるので、担当部署に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科……担当：教養学部等学生支援課奨学資金係 (03-5454-6075,6076)

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除・授業料徴収猶予に関する問い合わせは本部奨学厚生課奨学チーム授業料免除担当（03-5841-2547,2548）まで。

2019年1月15日
本部奨学厚生課